

現在の事業に変更事項が発生した場合の 手続と届出の方法

平成20年4月

神奈川県保健福祉部障害福祉課

現在の事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法

1 変更の届出

- (1) 指定障害福祉サービス事業所、施設は次に掲げる事項に変更があった場合、変更の日から10日以内に県に届け出る必要があります。
- (2) 変更届の提出に当たって、それぞれ添付書類があります（表1）ので、変更届出書（様式第2号）に添付して提出してください。
- (3) 管理者の変更の場合は、個別に予約の上、簡単な面接を行いますので障害福祉課自立支援調整班までお問い合わせください。

表 1

	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(いずれも変更後のもの)	備考
1	事業所（施設）の名称	運営規程	
2	事業所（施設）の所在地 （設置の場所）	運営規程 事業所・施設の平面図 居室面積等一覧表 事業所の設備・備品の一覧表 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書 各付表	電話番号、FAX番号も変更になっている場合は、変更届に記載してください。 グループホーム・ケアホームで共同生活住居の追加をする場合は「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も同時に提出してください。
3	申請者の名称 （申請法人の名称）	定款 登記事項証明（履歴事項全部証明書） 運営規定	複数の事業所がある場合は、定款、登記事項証明書は1部の添付でかまいません。
4	主たる事務所の所在地 （法人の所在地）	定款 登記事項証明（履歴事項全部証明書）	電話番号、FAX番号も変更になっている場合は、変更届に記載してください。
5	代表者の氏名及び住所（法人の代表者）	登記事項証明（履歴事項全部証明書）	
6	定款・寄付行為等およびその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）	定款 登記事項証明（履歴事項全部証明書）	
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	事業所・施設の平面図 居室面積等一覧表 事業所の設備・備品の一覧表 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書 各付表	
8	事業所（施設）の管理者に氏名及び住所	管理者の経歴書 管理者誓約書	管理者の変更の場合は、予約の上簡単な面接を行います。
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	サービス提供責任者の経歴書 資格証明書の写し 実務経験証明書	資格がヘルパー2級である場合は、3年以上の実務経験証明書が必要です。

10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所（相談支援専門員が変更になる場合も該当）	サービス管理責任者（相談支援専門員）の経歴書 各研修の修了証 実務経験証明書	平成20年度中は、実務経験の要件を満たせばサービス管理責任者になることができます。それ以降はサービス管理責任者の研修を受講し、かつ実務経験を満たす場合にサービス管理責任者になることができます。
11	主たる対象者	運営規程 主たる対象者を特定する理由等	
12	運営規程	運営規程 定員変更に伴い、従業員の配置変更などがある場合は、組織体制図、勤務体制表も添付してください。	定員の変更の場合は「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も同時に提出してください。
13	介護給付費等の請求に関する事項	添付書類は特になし	
14	事業所の種別（併設型・空床型の別）	運営規程	
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所の定員	運営規程	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	協力医療機関との契約内容	
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	指定障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	当該申請に係る事業の開始予定年月日	添付書類は特になし	
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	併設施設の変更が分かる書類	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	入所施設及び病院の変更が分かる書類	

(4) 生活介護、就労継続支援B型事業所の定員を増加させる場合の手続き

生活介護、就労継続支援B型事業所が、利用定員を増加させる場合は変更指定申請となります。変更指定申請書（様式1-2）とともに、添付書類（表2）を添付して、変更の前月15日までに提出してください。

なお、変更指定申請を行うにあたり、障害福祉計画との整合性を図った結果、場合によって指定権者は変更指定をしないことができるとされています。（障害者自立支援法第37条第2項）

表2

必要な添付書類（いずれも変更後のもの）		備考
生活介護 就労継続 支援B型 共通	事業所の名称及び設置の場所 申請者の名称（申請法人の名称） 主たる事務所の所在地 代表者の氏名及び住所	変更指定申請書に記載欄があります。
	事業所・施設の平面図	
	居室面積の一覧表	
	事業所の設備・備品の一覧表	
	運営規定	定員を増加させたい月の前月15日までに変更申請をする必要があります。 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も同時に提出してください。
	変更申請に係る事業に係る従業員の勤務体制、組織体制図	
	各付表	

※ 生活介護・就労継続支援B型事業所が、利用定員増加以外の変更をする場合は、変更届を（様式第2号）を使用し、表1に示す添付書類を添付して提出してください。

(5) 障害者支援施設の昼間実施サービスの種類の変更、生活介護の定員を増加させる場合の手続き

障害者支援施設の昼間実施サービスにおいて、以下に示す事項(①、②)の変更の際は、変更申請となりますので、変更申請書(様式第1-2号)とともに、表3に示す添付書類を添付して提出してください。

なお、変更申請を行うにあたり、障害福祉課との整合性を図った結果、場合によって指定権者は変更指定を変更指定をしないことができるとされています。(障害者自立支援法第37条第2項)

- ① 昼間実施サービスの種類の変更
- ② 入所定員(生活介護に係るものに限る)の増加

表3

	必要な添付書類(いずれも変更後のもの)	備考
①、②共通	事業所の名称及び設置の場所	変更申請書に記載欄があります。
	申請者の名称(申請法人の名称)	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名及び住所	
	事業所・施設の平面図	変更したい月の前月15日までに変更申請をする必要があります。 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」も同時に提出してください。
	居室面積の一覧表	
	事業所の設備・備品の一覧表	
	事業所の外観及び内部の写真	
	建物賃貸借契約書	
	利用者の推定数(付表に記載します)	
運営規定		
変更申請に係る事業に係る従業員の勤務体制、組織体制図		
変更するサービスの付表		

※ 障害者支援施設が、(5)以外の変更をする場合は、変更届を(様式第2号)を使用し、表1に示す添付書類を添付して提出してください。

2 事業を廃止・休止・再開する場合の手続き

- (1) 指定障害福祉サービス事業所が廃止・休止・再開を行う場合は、県に届け出る必要があります。
- (2) 旧法施設(旧身体障害者/知的障害者更生施設・授産施設・療護施設等)が新体系の事業所に移行する場合は、3ヶ月前までに「指定の辞退届」の提出をします。
また、この場合、指定の辞退の理由には「新体系に移行のため」であることと「移行後のサービスの種類」を明記してください。

(3) 必要な書類

サービス種類	提出の必要がある届出書類	提出期限	備考
指定障害福祉サービス事業所	廃止・休止・再開届出書(様式第3号)	廃止・休止・再開の日から10日以内	再開する場合で、勤務体制、勤務形態が休止前と異なる場合は、組織体制図、勤務体制を添付して下さい。 廃止する場合は、廃止届けと一緒に指定書を返送して下さい。
旧法施設 障害者支援施設	指定辞退届出書(様式第4号)	指定を辞退する日の3ヶ月前まで	

3 指定の取消し等

- (1) 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業所の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。（障害者自立支援法第50条）

1	指定障害福祉サービス事業者が、第36条第3項第4号、第5号、第10号又は第11号のいずれかに該当するに至ったとき。
2	指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。
3	指定障害福祉サービス事業者が、第43条第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
4	指定障害福祉サービス事業者が、第43条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
5	介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に不正があったとき。
6	指定障害福祉サービス事業者が、第48条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
7	指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
8	指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第29条第1項の指定を受けたとき。
9	前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者がこの法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
10	前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
11	指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
12	指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

4 変更手続きに関する問合せ・書類の郵送先

問合せ先

神奈川県保健福祉部障害福祉課 自立支援調整班

TEL 045-210-4732

FAX 045-201-2051

書類の郵送先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県 保健福祉部障害福祉課 自立支援調整班